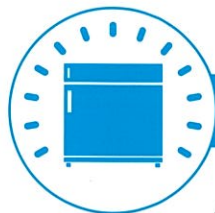


フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(フロン排出抑制法)が平成27年4月から施行されます

地球温暖化とオゾン層破壊の原因となるフロン類(CFC、HCFC、HFC)の排出抑制のため、業務用のエアコン・冷凍冷蔵機器の管理者(所有者など)には機器及びフロン類の適切な管理が義務づけられます



機器の設置に関する義務

確認!

■機器の適切な場所への設置

機器の損傷等を防止するため、適切な場所への設置、設置する環境の維持・保全
※振動源を周囲に設置しない、
点検・修理のために必要な作業空間を確保する、機器周辺の清掃を行う



機器の使用に関する義務

点検!

■機器の点検の実施

全ての機器について簡易点検を実施。さらに一定規模以上の機器については、専門的な定期点検を実施

※義務の履行のため、所有・管理する機器のリスト化と点検体制・スケジュール等を検討ください。

修理!

■漏えい防止措置／未修理の機器への冷媒充填*の禁止

フロン類の漏えいが見つかった際、修理を実施
修理しないでフロン類を充填することは原則禁止

*フロン類を充填する場合、都道府県に登録された第一種フロン類充填回収業者へ委託する義務があります。

記録!

■点検等の履歴の保存

機器の点検・整備の履歴について機器毎に記録簿に記録、廃棄までの記録簿の保存

算定!
報告!

■フロン類算定漏えい量の算定・報告

第一種フロン類充填回収業者から充填・回収証明書の交付を受け漏えい量を算定
一定量以上漏えいした場合の毎年度の国への報告

※報告された漏えい量は会社名とともに公表されます。

※義務の履行のため、充填量・回収量の集計体制・スケジュール等を検討ください。



機器の廃棄等に関する義務

回収!

■機器廃棄時などのフロン類回収*の徹底

不要となったフロン類の回収依頼、「回収依頼書」又は「委託確認書」の交付、フロン類の回収・再生・破壊に必要な費用の負担

*フロン類の回収は、都道府県に登録された第一種フロン類充填回収業者へ委託する義務があります。

※1

機器の点検の実施について

フロン排出抑制法に基づく機器の点検は、以下の2つの方法があります。

- 全ての業務用のエアコン・冷凍冷蔵機器を対象とした簡易点検
(製品外観の目視確認など)
- 一定規模以上の業務用のエアコン・冷凍冷蔵機器を対象とした定期点検
(専門家による点検)

なお、法に基づく定期点検の対象及び点検頻度は下記の通りです。

機器の圧縮機に用いられる電動機の定格出力	定期点検の頻度
7.5kW以上の冷凍冷蔵機器	1年に1回以上
50kW以上のエアコン	1年に1回以上
7.5kW以上50kW未満のエアコン	3年に1回以上

定期点検対象機器の確認は、冷凍空調機器の室外機などの銘板に記載された、「圧縮機の定格出力」や「電動機出力・圧縮機」、「呼称出力」などで確認できます。不明な場合は、カタログを確認するかメーカーに問い合わせして下さい。

※2 フロン類の漏えい量の算定・報告について

第一種フロン類充填回収業者から発行される充填証明書・回収証明書に基づき、下記算式で算定漏えい量を算定すること(事業者単位、事業所単位)が必要です。

$$\text{フロン類算定漏えい量 (CO}_2\text{-t)} \\ = (\text{充填量 (kg)} - \text{機器整備時の回収量 (kg)}) \times \text{地球温暖化係数} \div 1,000$$

毎年度における算定漏えい量が1,000CO₂-t以上となった場合、翌年度の7月末日までに国(事業所管省庁)に報告することが必要です。

フロン排出抑制法の義務に違反した者に対しては、 以下のような罰則があります。

- フロン類をみだりに放出した場合…………… 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
- 機器の使用・廃棄等に関する義務について、… 50万円以下の罰金
都道府県知事の命令に違反した場合
- 算定漏えい量の未報告・虚偽報告の場合… 10万円以下の過料

機器の管理方法やフロン類の回収等について詳しく知りたい方は、
エアコンや冷凍冷蔵機器のメーカーやメンテナンス業者、都道府県、環境省、経済産業省にお問い合わせいただくか、
下記ホームページを御覧ください。

環境省	地球環境局	地球温暖化対策課フロン対策室	【電話】03-3581-3351(代表)
	〒100-0013	東京都千代田区霞が関1丁目4番2号	【URL】 http://www.env.go.jp/seisaku/list/ozone.html
経済産業省	製造産業局	化学物質管理課オゾン層保護等推進室	【電話】03-3501-1511(代表)
	〒100-8901	東京都千代田区霞が関1丁目3番1号	【URL】 http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/ozone/index.html

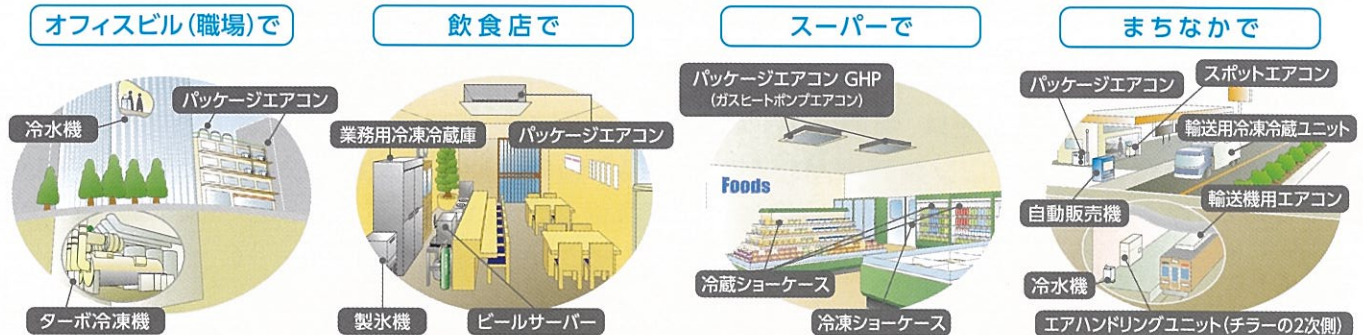
※都道府県のフロン排出抑制法担当部局の連絡先は、環境省ホームページに一覧が掲載されています。

解体工事の際には、フロン類の回収をしなくてはなりません！

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(フロン排出抑制法)では、フロン類(CFC、HCFC、HFC)を使用している業務用のエアコン・冷凍冷蔵機器の廃棄等の際に、フロン類の回収を義務づけています。

解体工事の際のフロン類の大気放出は法律違反となります

フロン類が使用されている機器の例(業務用冷凍空調機器)



フロン類をみだりに放出した場合
「1年以下の懲役又は50万円以下の罰金」
が科せられます。

フロン類を適正に回収するには



機器所有者の義務

- 業務用冷凍空調機器の廃棄の際のフロン類充填回収業者へのフロン類の引き渡し
⇒フロン類充填回収業者にフロン類を直接引き渡す場合は「回収依頼書」を交付
⇒解体業者等にフロン類充填回収業者へのフロン類の引き渡しを委託する場合は「委託確認書」を交付
- 解体工事元請業者が行う機器の有無の確認(事前確認)への協力
- フロン類充填回収業者に対するフロン類の回収や再生・破壊に要する料金の支払い
- 所定期間内(解体工事:90日以内)に、フロン類充填回収業者からの「引取証明書」の交付がなかった場合や、虚偽の記載があった場合には、都道府県知事へ報告
- 「回収依頼書」又は「委託確認書」の写し、「引取証明書」の保存(3年)

解体工事元請業者の義務

- 業務用冷凍空調機器の有無の確認(事前確認)
- 解体工事前に書面(事前確認書)により施主(工事の発注者)に結果を説明

フロン類の引き渡しを受託した解体業者等の義務

- フロン類充填回収業者へのフロン類の引き渡し
- 業務用冷凍空調機器の所有者から交付された「委託確認書」をフロン類充填回収業者に回付、写しの保存(3年)
- フロン類充填回収業者からの「引取証明書」の保存(3年)

Q 機器を違う建物に移設する時や売却する時はどうしたらよいのですか？

A 移設・売却に当たってフロン類の回収が必要な場合は、フロン類充填回収業者へフロン類を引き渡すことが必要となります。

Q 解体工事元請業者が行う事前確認への具体的な協力の方法には何がありますか？

A 「解体工事現場の図面や見取図の提供」や「施設への事前立入の許可」などがあげられます。まずは、解体工事元請業者に相談してください。

Q フロン類充填回収業者にフロン類の回収を依頼したいのですが、どうしたらよいですか？

A フロン類充填回収業者とは、都道府県知事の登録を受けたフロン類の回収に関する専門知識、技術を有する事業者です。フロン類充填回収業者にフロン類の回収を依頼したい場合は、解体工事が実施される都道府県のフロン排出抑制法担当部局に連絡ください。

Q 「回収依頼書」や「委託確認書」、「事前確認書」（解体工事元請業者が機器の所有者に説明する際の書面）の様式はどこで入手できますか？

A 法令で定められた様式はなく、必要項目が満たされていれば任意の様式で構いません。なお、法令で定める事項を満たした書面の様式の例としては、例えば、一般財団法人 日本冷媒・環境保全機構（JRECO）が作成しているものがあります

Q 業務用冷凍空調機器に冷媒として使用されているフロン類を放出している疑いのある現場を見つけた時は、どうしたらよいですか？

A 速やかに都道府県のフロン排出抑制法担当部局、環境省又は経済産業省に御連絡ください。

※家庭用エアコンは、家電リサイクル法により室内機・室外機を一体としてメーカーが引き取り処理することとなっていますので、現場での解体及びフロン類の抜き取り・大気放出は行わないでください。

問い合わせ先

都道府県のフロン排出抑制法担当部局 【URL】<http://www.env.go.jp/earth/ozone/cfc/ctr.pdf>

[フロン排出抑制法全般]

環境省	地球環境局	地球温暖化対策課フロン対策室	【電話】03-3581-3351 (代表)
	〒100-0013	東京都千代田区霞が関1丁目4番2号	【URL】 http://www.env.go.jp/seisaku/list/ozone.html
経済産業省	製造産業局	化学物質管理課オゾン層保護等推進室	【電話】03-3501-1511 (代表)
	〒100-8901	東京都千代田区霞が関1丁目3番1号	【URL】 http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/ozone/index.html

解体工事元請業者の確認

建設業許可によるもの 【URL】http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000088.html
建設リサイクル法及び解体工事業登録によるもの 【URL】<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/recyclehou/todokede/index.htm>

[建設業法(建設業許可)・建設リサイクル法(解体工事業登録)全般]

国土交通省	土地・建設産業局	建設業課	【電話】03-5253-8111 (代表)
	〒100-8918	東京都千代田区霞が関2丁目1番3号	【URL】 http://www.mlit.go.jp/